

まつえ環境市民会議規約

(名称)

第1条 本会は、まつえ環境市民会議（以下、「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、松江市基本計画に基づき、市民・事業者・行政が協働して「世界に誇る環境主都まつえ」の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民・事業者・行政が協働して行う事業に関すること。
- (2) 環境に関する情報提供及び普及啓発に関すること。
- (3) 環境教育・学習の支援を通じての地域づくりに関すること。
- (4) その他、市民会議の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は、目的に賛同して会員となる市民、市民団体、事業者、事業者団体及び行政機関をもって構成する。

2 市民会議の会員になろうとする者は、別に定める加入申込書を提出するものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

代表	1名
副代表	若干名
委員	10名程度
会計監事	2名

2 委員は団体選出とし、委員及び会計監事は、役員会において推薦し、総会において承認する。

3 代表、副代表は委員の互選とする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に事故のあった場合は、新委員を役員会で決定する。

(役員の任務)

第7条 代表は、市民会議を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計監事は、市民会議の会計及び業務執行の状況を監査する。

(アドバイザー)

第8条 本会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、学識経験のある者から、役員会の議決を経て代表が委嘱する。

(会費)

第9条 会員は次に定める年会費を納入するものとする。

- | | | | |
|---------------|----------|----|------------|
| (1) 市民 | (個人会員) | 一口 | 1, 0 0 0 円 |
| (2) 市民団体 | (任意団体会員) | 一口 | 2, 0 0 0 円 |
| (3) 事業者、事業者団体 | (法人会員) | 一口 | 3, 0 0 0 円 |

2 同一世帯に複数の個人会員がいる場合において、会報誌の配布等を要しない個人会員がいるときは、当該個人会員については、家族会員として会費を無料にすることができる。

3 会員は、会費を毎年6月末までに納入するものとする。ただし、会費納入期日後の新規加入会員は、入会后速やかに納入するものとする。

4 会員が会計年度の途中で退会した場合においても、既に納入した年会費は返還しない。

(総会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、代表が招集し、代表又は会員が議長となる。

3 通常総会は会計年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じ開催するものとする。

4 総会は、出席会員により成立するものとし、議案は出席者の過半数の同意により決定する。

5 総会は、役員の選出、規約の改廃、活動計画、予算、活動報告、決算の審議及び承認、会計監査の報告を行い、また、その他市民会議の重要事項を審議する。

(役員会)

第11条 役員会は会計監事を除く役員で構成し、必要の都度代表が招集し、議長となる。

2 役員会は、役員の過半数の出席により成立し、議案は出席者の過半数の同意により決定する。

3 役員会は、総会に提出する議案及びその他市民会議の事業の推進に関して必要な事項について審議する。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(事務局)

第13条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、松江市環境エネルギー部環境エネルギー課に置く。

3 事務局には、事務局長を置く。

4 事務局長は、市民会議の事務及び会計を統括する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、代表

が決める。

附則

この規約は、平成19年2月17日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年5月21日から施行する。

附則

この規約は、平成26年5月18日から施行する。

附則

この規約は、令和元年5月10日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。